

奈良市公報

第 3 2 6 号

(平成28年 2 月分)

平成28年 8 月 2 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

規 則

- 奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則… 2
- 奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則… 4
- 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則… 4
- 奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則… 4

告 示

- 一般競争入札の実施… 4
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集… 4
- 都市景観形成建築物等の指定… 4
- 予防接種の実施の一部改正… 4
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の廃止… 5
- 住居番号の設定… 5
- 放置自転車等の保管… 5
- 一般競争入札の実施… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定… 5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定… 6
- 放置自転車等の保管… 6
- 差押調書等の公示送達… 6
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（2件）… 6
- 一般競争入札の実施… 7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出… 7
- 生活保護法の規定による施術者の指定… 8
- 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の臨時開館… 8
- 道路の区域変更… 8
- 道路の供用開始… 8
- 奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱… 9
- 奈良市空き家バンク設置要綱の一部を改正する告示… 10
- 開発行為に関する工事の完了… 10
- 放置自転車等の保管… 11
- 町の区域の変更… 11
- 道路の位置指定… 11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出… 11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定… 11

- 生活保護法の規定による施術者の指定… 12
- 平成27年度軽自動車税納税通知書の公示送達… 12
- 生活保護法の規定による施術者の指定… 12
- 放置自転車等の処分… 12
- 放置自転車等の保管… 13
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出… 13
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定… 13
- 一般競争入札の実施… 13
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧… 13
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出… 13
- 生活保護法の規定による施術者の指定… 14
- 放置自転車等の保管（2件）… 14
- 平成27年度市・県民税納税通知書の公示送達… 14
- 督促状の公示送達… 15
- 地縁による団体の認可… 15
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出… 15
- 生活保護法の規定による施術者の指定… 16
- 放置自転車等の保管… 16
- 地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧… 16
- 奈良市議会定例会の招集… 16
- 道路の区域決定… 16
- 道路の供用開始… 17
- 道路の区域変更… 17
- 道路の供用開始… 17
- 開発行為に関する工事の完了… 17
- 放置自転車等の保管… 17
- 開発行為に関する工事の完了… 18
- 一般競争入札の実施（2件）… 18
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（3件）… 19
- 開発行為に関する工事の完了… 19
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出… 19
- 放置自転車等の保管… 19
- 差押調書等の公示送達… 20
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出… 20
- 道路の位置指定… 20
- 開発行為に関する工事の完了… 20

監 査

- 住居監査請求に係る監査結果の公表… 20
- 定期監査の実施結果… 23

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始… 24
- 一般競争入札の実施（2件）… 24
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）… 24

.....	25
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出.....	25
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定.....	25
消 防	
○消防法第17条の4第1項の規定による命令.....	26
教 育 委 員 会	
○指定管理者の指定（27件）.....	26
○定例教育委員会の開催.....	33
選挙管理委員会	
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....	33
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧.....	33
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集.....	33
○農政部会の招集.....	34
災 害 対 策 本 部	
○奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示.....	34

規 則

奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第1号

奈良市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
奈良市狂犬病予防法施行細則（平成14年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

犬 の 毛 色		を
そ の 他 の 特 徴		
犬 の 毛 色		に

改める。

別記第2号様式及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

犬の登録事項変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所
(犬の所有者) (ふりがな)
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり登録事項に変更がありましたので、狂犬病予防法第4条第4項（第5項）の規定により届け出ます。

登録年度及び 登録番号	年度 第 号 (交付市区町村名：)	
変更事項	☐ 所有者 ☐ 犬の所在地 ☐ 所有者の住所 ☐ 所有者の氏名	
変更内容	旧	
	新	
犬の所在地 (届出者の住所と異なる場合のみ記入)		
犬の名・性別		雄 ・ 雌
犬の種類		(注) 市外から転入の場合は、鑑札を添付してください。また、登録番号が分かるものがある場合は、それを提示してください。
犬の生年月日	年 月 日	
犬の毛色		

※ 届出者は、以下の欄には記入しないでください。

新登録番号

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「犬の登録年度及び番号」を「登録年度及び登録番号」に改める。

別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第7号様式中「抜すい」を「抜粋」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年2月9日揭示済)

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第2号

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則

奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市伏見連絡所の項中「青野町」を「青野町 青野町一丁目 青野町二丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年2月9日揭示済)

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第3号

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成26年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「奈良市立富雄南中学校」を「奈良市立二名中学校 奈良市立京西中学校 奈良市立富雄南中学校 奈良市立平城中学校 奈良市立飛鳥中学校 奈良市立登美ヶ丘北中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年2月9日揭示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第4号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則（平成12年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1西部方面隊の部伏見分団の項中「青野町」の次に「青野町一丁目、青野町二丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年2月9日揭示済)

告 示

奈良市告示第67号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

六条奈良阪線及びJR万葉まほろば線の立体交差に伴う下水道管移設工事ほか8件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

別表省略

以下省略

(平成28年2月1日揭示済)

奈良市告示第68号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成28年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成28年2月1日揭示済)

奈良市告示第69号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	青木邸
所 在 地	奈良市東城戸町16番地1
概 要	本二階形式 (桁行4.254m 梁間7.996m)

(平成28年2月1日揭示済)

奈良市告示第70号

平成27年奈良市告示第232号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

以下省略

(平成28年2月1日揭示済)

奈良市告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者【介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護】

を廃止しましたので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により公示します。

平成28年 2 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100022	奈良市杏町306－3	グループホーム杏	奈良市佐紀町2412番地の1 アイリスハイツ2号館1階	株式会社 和	平成28年 1月22日

(平成28年 2 月 1 日揭示済)

奈良市告示第72号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成28年 2 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

以下省略

(平成28年 2 月 2 日揭示済)

奈良市告示第73号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年 2 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 2 月 2 日
- 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設
- 入札に付する事項

項目	概要
業 務 名 称	奈良市観光パンフレット制作業務
業 務 内 容	奈良市観光パンフレットの企画・編集、制作及び印刷製本
業 務 詳 細	別紙仕様書のとおり
委 託 期 間	契約締結の日から平成28年 3 月31日まで
契 約 形 式	委託契約
納 品 場 所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内

以下省略

(平成28年 2 月 3 日揭示済)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742－34－1111代表

(平成28年 2 月 2 日揭示済)

奈良市告示第74号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の

規定により次のとおり告示します。
平成28年2月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田口 大志		柔道整復	平成28年1月1日
オレンジ整骨院	奈良県奈良市大森町49-4 MKビル1F		

(平成28年2月3日揭示済)

奈良市告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
1 指定年月日 平成28年2月1日

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年2月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102181	株式会社 ききょう	631-0078	奈良県奈良市富雄 元町三丁目1-13	あいじゅ	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ 町33-3 ききよ う杉ヶ町ビル2階	生活介護

(平成28年2月4日揭示済)

奈良市告示第77号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年2月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年2月4日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年2月4日揭示済)

奈良市告示第78号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年2月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）・配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年2月4日揭示済)

奈良市告示第79号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年2月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成28年2月1日	富雄ゆうあい薬局	奈良市富雄元町一丁目22-12 タワーアラモード1F	株式会社ユーアイ ファーマシー 代表取締役 内海 直彦

(平成28年2月4日揭示済)

奈良市告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年2月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

指 定 年月日	医 療 機関名	所在地	開設者氏名
平成28年 2 月 1 日	伊達薬局 学園大和 町店	奈良市学園大和 町 2 - 35 - 1	有限会社伊達 代表取締役 中川 幸子

(平成28年 2 月 4 日揭示済)

奈良市告示第81号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次の
とおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（

昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の
6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43
号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 2 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

第 1 入札に付する事項

- 1 件 名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- 2 貸付期間 平成28年 4 月 1 日から平成32年10月 3 1
日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑭	西部生涯スポーツセンターコート	クラブハウス前	1.33㎡	1	970,566円
	南部生涯スポーツセンター体育館	玄関ホール	1.79㎡	1	
	東福祉センター	1 階階段前	1.33㎡	1	
	西福祉センター	1 階ラウンジ	1.58㎡	1	
	北福祉センター	手洗い横	1.33㎡	1	
	南福祉センター	自販機コーナー	1.33㎡	1	
⑮	旧柳生藩家老屋敷	納屋裏	1.51㎡	1	2,015,256円
	柳生観光駐車場	詰所横	1.51㎡	1	
	奈良市勤労者総合福祉センター	1 階情報提供コーナー	1.83㎡	1	
	奈良市音声館	1 階エントランス休憩コーナー	1.53㎡	1	
	なら100年会館	エントランスホール	1.33㎡	1	
	なら100年会館	エントランスホール	1.33㎡	1	
	大乘院庭園文化館	1 階ホール	1.24㎡	1	
	西部会館	市民ホール休憩室	1.33㎡	1	
⑯	奈良市勤労者総合福祉センター	2 階ロビー	1.33㎡	1	812,336円
	なら100年会館	楽屋前	1.33㎡	1	
	保健所・教育総合センター	1 階西側エレベーター 乗降ロビー	1.24㎡	1	
	保健所・教育総合センター	7 階西側ホール 7 - 3	1.24㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び
回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設
置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、4 年 7 箇月間の貸付期間の総額で
あり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

(平成28年 2 月 4 日揭示済)

奈良市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項

の規定において準用する同法第50条の 2 の規定により指定
介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの
で、同法第55条の 3 の規定により告示します。

平成28年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問介護 友舞	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20	有限会社 友舞	平成27年12月 1 日
新	訪問介護 友舞	奈良県奈良市左京四丁目 3 番地の 5	有限会社 友舞	
旧	居宅介護支援 友舞	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20	有限会社 友舞	平成27年12月 1 日
新	居宅介護支援 友舞	奈良県奈良市左京四丁目 3 番地の 5	有限会社 友舞	

(平成28年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
垣内 奈津子		はり・きゅう	平成28年 1 月13日
ファインストレッチ鍼灸院	奈良県奈良市南京終町三丁目1531番地		
播磨 夢		はり・きゅう	平成28年 1 月13日
ファインストレッチ鍼灸院	奈良県奈良市南京終町三丁目1531番地		

(平成28年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第84号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成17年奈良市条例第43号）第 4 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成28年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成28年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	平成28年 2 月25日（木）並びに同年 3 月 3 日（木）、同月10日（木）、同月17日（木）、同月24日（木）及び同月31日（木）

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
西部第1140号線	藤ノ木台二丁目473番 4 地先から 藤ノ木台二丁目475番 3 地先まで	前	3.60～4.60	55.8	
		後	4.00～4.60	55.8	

(平成28年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
西部第1140号線	藤ノ木台二丁目473番4地先から	藤ノ木台二丁目475番3地先まで	L = 55.8 W = 4.00～4.60	

(平成28年 2 月 5 日掲示済)

奈良市告示第87号

奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内の空き家の有効活用及び本市への定住を促進するため、奈良市空き家バンク又はならまち町家バンクに登録されている住宅の購入、改修及び荷物撤去に要する経費に対し、予算の範囲内において、奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録空き家 奈良市空き家バンク設置要綱（平成27年奈良市告示第757号）又はならまち町家バンク設置規定に基づいて登録されている空き家又は町家（補助金の申請時点では当該登録をされていないが、申請日前1年以内に当該登録をされた空き家又は町家を含む。）をいう。
- (2) 改修 登録空き家の機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (3) 荷物撤去 居住に当たって支障をきたす登録空き家にある荷物等（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）の整理、運搬及び処分をいう。
- (4) 利用希望者 奈良市空き家バンク設置要綱又はならまち町家バンク設置規定に基づいて利用者又は活用希望者として登録されている者で、次のいずれにも該当するものをいう。
ア 登録空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。
イ 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
ウ 奈良市税の滞納がないこと。
- (5) 所有者 奈良市空き家バンク設置要綱に基づいて空き家を登録している所有者等又はならまち町家バンク設置規定に基づいて町家を登録している所有者で、次の

のいずれにも該当するものをいう。

ア 暴力団等に該当しないこと。

イ 奈良市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の種別、補助対象者、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種別の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、空き家の購入、空き家改修又は荷物撤去が完了したときには、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の完了した日（以下「完了日」という。）から3年を経過する日までに、補助対象となった空き家が取り壊されたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた利用希望者が、完了日から3年を経過する日までに、補助対象となった空き家から転居したとき。ただし、既存入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいる場合を除く。

(調査等)

第7条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助金の交付を受けた者に対して書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年 2 月 5 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助金の種別	補助対象者	補助要件	補助対象経費	補助金額
空き家購入費補助	利用希望者	登録空き家を購入し、購入日から3月を経過する日までに入居すること。	登録空き家の購入に要する経費（ただし、土地の取得に要する経費を除く。）	補助対象経費の2分の1。ただし、50万円を限度とする。
空き家改修費補助	所有者及び利用希望者	(1) 補助金の交付申請後に登録空き家の改修を行うこと。 (2) 利用希望者が補助対象者となる場合にあっては、所有者と利用希望者との間で賃貸借に関する契約を締結しており、かつ、登録空き家の改修について原状回復義務を免除されていること。	改修に要する経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。
荷物撤去費補助	所有者	登録空き家について荷物撤去を行うこと。	荷物撤去に要する経費	補助対象経費の全額。ただし、20万円を限度とする。

備考

- 同一物件について、空き家購入費補助と空き家改修費補助を重複して受けることはできない。また、空き家改修費補助を受けることができる者は、同一物件について所有者又は利用希望者のいずれか一方とする。
- 国、県、市等から住宅取得、改修又は荷物撤去について補助金、助成金等の交付を受ける場合は、当該補助金、助成金等の対象となる経費は、この要綱に基づく補助金の補助対象経費としない。
- 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第4条、第5条関係）

補助金の種別	交付申請時の添付書類	実績報告時の添付書類
空き家購入費補助	(1) 空き家の購入金額が分かる書類 (2) その他市長が必要と認める書類	(1) 空き家の売買契約書の写し (2) 空き家購入費用に係る領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類
空き家改修費補助	(1) 改修工事に係る見積書の写し (2) 改修工事施工前の現況写真 (3) 賃貸借契約書の写し又は売買契約書の写し (4) その他市長が必要と認める書類	(1) 改修工事に要した経費に係る領収書の写し (2) 改修工事施工後の現況写真 (3) その他市長が必要と認める書類
荷物撤去費補助	(1) 荷物撤去費に係る見積書の写し (2) 荷物撤去前の写真 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 荷物撤去に関する内容が分かる明細書及び領収書の写し (2) 荷物撤去作業中及び作業後の写真 (3) その他市長が必要と認める書類

(平成28年2月5日掲示済)

奈良市告示第88号

奈良市空き家バンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月5日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市空き家バンク設置要綱の一部を改正する告示
奈良市空き家バンク設置要綱（平成27年奈良市告示第757号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内」を「本市の東部地域（奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表の規定によ

る奈良市東部出張所、奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域並びに奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）別表の規定による奈良市田原連絡所の所管区域をいう。次条において同じ。）」に改める。

第2条第3号中「市内」を「本市の東部地域」に改める。

附 則

この告示は、平成28年2月5日から施行する。

(平成28年2月5日掲示済)

奈良市告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 2 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年 3 月 16 日 奈良市指令都整開 第14A－46号
平成27年 7 月 8 日 奈良市指令都整開 第14A－46－1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年 2 月 8 日 第1509号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市右京一丁目 3 番 4 の一部（1 工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市右京一丁目 3 番地の 4
関西文化学術研究都市センター株式会社
代表取締役社長 横山 哲郎
(平成28年 2 月 8 日揭示済)

奈良市告示第90号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 2 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 2 月 8 日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺
及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成28年 2 月 8 日揭示済)

奈良市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、平成28年 2 月10日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第 2 項の規定に

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
小川矯正歯科クリニック	奈良県奈良市大宮町一丁目 1 番28号 メゾン・プリメール海保ビル 2F	平成27年12月31日

(平成28年 2 月 9 日揭示済)

奈良市告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の 3 の規定により告示します。

より告示します。

なお、別表の関係区域は別図 1（変更前）及び別図 2（変更後）のとおりです。

平成28年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表

他の町を 編入する町	他の町に 編入される町	編入される区域
中之庄町	大野町 (一部)	大野町118から124まで

別図 1 及び別図 2 省略

(平成28年 2 月 9 日揭示済)

奈良市告示第92号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第 1 項の規定により公告します。

平成28年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	大和郡山市車町 3 番地 1
申請者氏名	株式会社 さやか 代表取締役 澤井 孝樹
道路の位置	奈良市富雄北一丁目2703番 1 の一部
道路の幅員	最大4.05m 最小4.02m
道路の延長	19.21m
指定年月日	平成28年 2 月 9 日
指定番号	第H2706号

(平成28年 2 月 9 日揭示済)

奈良市告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成28年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たに泌尿器科クリニック	奈良県奈良市小西町25番1号 奈良テラス2F	平成28年2月1日
小山氏井矯正歯科クリニック	奈良県奈良市大宮町一丁目1番28号 メゾン・プリメール海保ビル2F	平成28年1月1日

(平成28年2月9日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月9日

奈良市告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
垣内 奈津子		はり・きゅう	平成28年1月13日
ならまち鍼灸院	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		
播磨 夢		はり・きゅう	平成28年1月13日
ならまち鍼灸院	奈良県奈良市西大寺本町2番22号		

(平成28年2月9日揭示済)

奈良市告示第96号

平成27年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明なため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年2月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日

平成27年5月8日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前
変更後

平成27年6月1日

平成28年2月29日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成28年2月10日揭示済)

奈良市告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
竹原 幸二		はり・きゅう	平成28年1月28日
西大寺鍼灸整骨院	奈良県奈良市西大寺小坊町9-3-1F		

(平成28年2月12日揭示済)

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第98号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年2月12日

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成28年2月12日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年 7 月 2 日、同月 6 日、同月 9 日、同月13日、
同月14日、同月16日、同月23日、同月26日及び同月28日
(平成28年 2 月12日揭示済)

奈良市告示第99号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 2 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年 2 月12日

3 移動対象区域

J 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁
止区域

以下省略

(平成28年 2 月12日揭示済)

奈良市告示第100号

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 2 月 9 日	康 天志	医療法人 康仁会 西の京病院	奈良市六条町102- 1	呼吸器内科 (呼吸器機能障害)

(平成28年 2 月12日揭示済)

奈良市告示第102号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第
1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第
2 条の規定により公告します。

平成28年 2 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

ならまちセンター整備工事（各工事の工事件名、工事
場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及
び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年 2 月15日揭示済)

奈良市告示第103号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計
画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）
第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計
画の案を公衆の縦覧に供します。

平成28年 2 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項
の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出が
ありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示
します。

平成28年 2 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	今岡 卓也 奈良市月ヶ瀬月瀬 312番地	今面 信博 奈良市月ヶ瀬月瀬 242番地

2 変更の年月日

平成28年 2 月 6 日

(平成28年 2 月12日揭示済)

奈良市告示第101号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1
項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市
身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）
第 3 条の規定により告示します。

平成28年 2 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 決定に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区
計画

左京五丁目地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市左京五丁目の一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年 2 月15日から平成28年 2 月29日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする
者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的
に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書 1 通を
市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年
2 月29日までに必着するように提出してください。

(平成28年 2 月15日揭示済)

奈良市告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項にお
いて準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業
を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の

規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
竹口 歳子		あんま	平成26年 4 月18日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		
鎌田 眞季		あんま	平成26年 4 月18日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		
光泉 拓馬		あんま	平成27年 3 月31日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		
八ツ本 野枝		あんま	平成27年 9 月17日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		

(平成28年 2 月15日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
東川 和広		はり・きゅう	平成27年12月 1 日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		
中浦 洋二		あんま	平成27年12月 1 日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		
中浦 洋二		はり・きゅう	平成27年12月 1 日
朱雀針灸接骨院	奈良県奈良市朱雀三丁目 4 - 18		

(平成28年 2 月15日揭示済)

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 2 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第106号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 2 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 2 月14日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年 2 月15日揭示済)

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 2 月16日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年 2 月16日揭示済)

奈良市告示第108号

平成27年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

奈良市告示第107号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

平成28年 2 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 2 月16日揭示済)

奈良市告示第109号

平成26年度市・県民税第 3 期分、第 4 期分、軽自動車税全期分納期変更分、固定資産税・都市計画税第 1 期分、第 2 期分、第 3 期分、第 4 期分及び平成27年度市・県民税第

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
平成26年度市・県民税	第 3 期分	平成26年11月20日	平成26年12月 1 日
平成26年度市・県民税	第 4 期分	平成27年 2 月20日	平成27年11月30日
平成26年度軽自動車税 全期分納期変更分		平成27年 3 月 2 日	平成27年 3 月31日
平成26年度固定資産税・都市計画税 第 1 期分		平成26年 5 月20日	平成27年 6 月 2 日
平成26年度固定資産税・都市計画税 第 2 期分		平成26年 8 月20日	平成27年 9 月 1 日
平成26年度固定資産税・都市計画税 第 3 期分		平成26年12月19日	平成27年 1 月 5 日
平成26年度固定資産税・都市計画税 第 4 期分		平成27年 3 月20日	平成27年 3 月31日
平成27年度市・県民税 第 3 期分		平成27年11月20日	平成27年11月30日
平成27年度固定資産税・都市計画税 第 1 期分		平成27年 5 月20日	平成27年 6 月 1 日
平成27年度固定資産税・都市計画税 第 2 期分		平成27年 8 月20日	平成27年 8 月31日
平成27年度固定資産税・都市計画税 第 3 期分		平成27年12月18日	平成28年 1 月 4 日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成28年 3 月 5 日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 2 月17日揭示済)

奈良市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

東包永町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1) 会員相互の親睦を図る
- 2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- 4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 5) 集会施設の維持管理
- 6) 明るい住み良い町づくりの確立

3 期分、固定資産税・都市計画税第 1 期分、第 2 期分、第 3 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年 2 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

3 区域

本会の区域は奈良市東包永町の全区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、自治会長宅におく。

5 代表者の氏名及び住所

会長 田村 勝
奈良市東包永町11番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は地方自治法第260条の20第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成28年 2 月17日

(平成28年 2 月18日揭示済)

奈良市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により地縁団体奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更があった事項及びその内容（代表者の氏名及び住所）

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	橋本 健二 奈良市奈保町 16番12号	筒井 修 奈良市奈保町 18番24号

- 2 変更の年月日

平成28年2月11日

(平成28年2月19日揭示済)

奈良市告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山本 泰久		はり・きゅう	平成27年12月1日
山本鍼灸院	奈良県奈良市芝辻町11-43 シティーホームズ奈良111号		
井岡 浩美		はり・きゅう	平成27年12月1日
山本鍼灸院	奈良県奈良市芝辻町11-43 シティーホームズ奈良111号		

(平成28年2月19日揭示済)

奈良市告示第113号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年2月19日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年2月19日揭示済)

奈良市告示第114号

奈良市都祁小山戸町の一部及び都祁相河町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成28年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成27年3月測量、簿冊は平成26年12月19日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し、作

成したものである。

- 3 閲覧期間

平成28年2月23日から平成28年3月13日まで 20日間

- 4 閲覧場所

奈良市都祁行政センター業務課（奈良市都祁白石町1026番地の1）

- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。

- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

- 8 閲覧時間は、期間中毎日午前8時30分から午後5時までの間とする。

(平成28年2月22日揭示済)

奈良市告示第115号

平成28年2月29日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成28年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成28年2月22日揭示済)

奈良市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第1477号線	宝来町1314番 8 地先から	宝来町1300番 1 地先まで	L = 15.0 W = 9.5	

(平成28年 2 月22日揭示済)

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 2 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第1477号線	宝来町1314番 8 地先から	宝来町1300番 1 地先まで	L = 15.0 W = 9.5	

(平成28年 2 月22日揭示済)

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 2 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第298号線	四条大路五丁目 1 番 4 地先から 四条大路五丁目139番 1 地先まで	前	33.7	2.97～4.29	
		後	33.7	5.91～6.85	

(平成28年 2 月22日揭示済)

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 2 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第298号線	四条大路五丁目 1 番 4 地先から	四条大路五丁目139番 1 地先まで	L = 33.7 W = 5.91～6.85	

(平成28年 2 月22日揭示済)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町519番23号

株式会社吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法蓮町1920番 2 の一部

(平成28年 2 月22日揭示済)

奈良市告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 2 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年 9 月28日 奈良市指令都整開 第15A - 22号

平成28年 2 月 1 日 奈良市指令都整開
第15A - 22 - 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年 2 月22日 第1510号

公共施設 平成28年 2 月22日 第713号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町1920番 2 の一部

奈良市告示第121号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 2 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年 2 月22日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年2月23日揭示済)

奈良市告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年2月23日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成26年10月31日 奈良市指令都整開 第14A-23号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年2月23日 第1511号
公共施設 平成28年2月23日 第714号
- 開発区域に含まれる地域
- 1 入札に付する事項

奈良市西大寺国見町一丁目2137番68の一部及び2137番95

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 取締役社長 赤坂 秀則
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 防火水槽
奈良市西大寺国見町一丁目2137番95の一部

- (2) 用悪水路
奈良市西大寺国見町一丁目2137番68の一部

(平成28年2月23日揭示済)

奈良市告示第123号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年2月24日

奈良市長 仲川元庸

項目	概要
業 務 名 称	ウォーキングによる健康づくり事業「1日8,000歩以上で健康づくり」システム整備業務委託
業 務 内 容	ウォーキングによる健康づくり事業「1日8,000歩以上で健康づくり」の実施に係る、機器の設置・動作環境の構築・データ管理等のシステム整備
業 務 詳 細	別紙仕様書のとおり
委 託 期 間	契約締結の日から平成28年3月31日まで
契 約 形 式	委託契約
業 務 場 所	奈良市三条本町13番1号 奈良市保健所 健康増進課

以下省略

(平成28年2月24日揭示済)

奈良市告示第124号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年2月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項

項目	概要
業 務 名	奈良しみんだより及び市ホームページ広告掲載業務
業 務 内 容	毎月発行する市の広報紙「奈良しみんだより」及び奈良市が運営する市ホームページに掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。 ・広告取扱業者は各月ごとに市へ広告料を納入する。 ・広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。 ・市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。 その他詳細は、奈良しみんだより及び市ホームページ広告掲載業務仕様書による。
契 約 期 間	契約日から平成29年4月30日まで
業 者 選 定 方 法	一般競争入札

以下省略

(平成28年2月24日揭示済)

奈良市告示第125号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成28年 2 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 2 月22日	岡橋 友美子	医療法人 新生会 総合病院高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 番地の 3	神経内科 (肢体不自由)

(平成28年 2 月24日揭示済)

奈良市告示第126号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成28年 2 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 2 月22日	森 厚輔	医療法人 康仁会 西の京病院	奈良市六条町102- 1	循環器内科 (心臓機能障害)

(平成28年 2 月24日揭示済)

奈良市告示第127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成28年 2 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 2 月22日	山本 経尚	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 番地の 3	心臓血管外科 (心臓機能障害)
平成28年 2 月22日	合志 桂太郎	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 番地の 3	心臓血管外科 (心臓機能障害)

(平成28年 2 月24日揭示済)

奈良市告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 2 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年11月19日 奈良市指令都整開 第15A-29号
平成28年 1 月28日 奈良市指令都整開

第15A-29- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年 2 月25日 第1512号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市恋の窪一丁目271番 1、274番及び275番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 8 階

株式会社 川商 代表取締役 川畑 佳子

(平成28年 2 月25日揭示済)

奈良市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	岩井 寛 奈良市山町691番地	多田 隆嗣 奈良市山町686番地

2 変更の年月日

平成28年 2 月11日

(平成28年 2 月25日揭示済)

奈良市告示第130号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年 2 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 2 月 25 日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺
及び近鉄菟池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年 2 月 26 日揭示済)

奈良市告示第131号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年 2 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年 2 月 26 日揭示済)

奈良市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	岸 耕治 奈良市押上町32番地	富森 幸昭 奈良市押上町 20番地の 2

- 変更の年月日
平成28年 1 月 24 日
(平成28年 2 月 26 日揭示済)

奈良市告示第133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年 2 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市富雄北一丁目11番19号
申請者氏名	島岡 富夫
道路の位置	奈良市富雄北一丁目2716番 6、2716番13 及び2716番14の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小4.00m
道路の延長	30.387m
指定年月日	平成28年 2 月 29 日
指定番号	第H2709号

(平成28年 2 月 29 日揭示済)

奈良市告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 2 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年 7 月 15 日 奈良市指令都整開 第15A-12号
平成28年 2 月 10 日 奈良市指令都整開
第15A-12-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年 2 月 29 日 第1513号
公共施設 平成28年 2 月 29 日 第715号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市あやめ池北三丁目1063番 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府北区堂島二丁目 2 番 2 号
ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 福田 進
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市あやめ池北三丁目1063番 1 の一部
(平成28年 2 月 29 日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成28年 2 月 2 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司
奈 監 第 69 号
平成28年 1 月26日

請求人

奈良市青山八丁目277

厚 井 弘 志 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司

住民監査請求の結果について（通知）

平成27年12月 1 日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監査対象部局

奈良市総合政策部危機管理課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第 6 項の規定により、平成27年12月22日に新たな証拠の提出を受け、同日に陳述の聴取を行った。

3 関係職員の陳述

平成27年12月22日に危機管理課長に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

請求の要旨

- ・財務会計上の行為執行者：奈良市総合政策部危機管理課課長河田稔他奈良市会計担当職員
- ・その行為の違法性：奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を組織の実態のない、青山地区自主防災・防犯会に交付しており、返還を求めるべきところ放置している。

適用法令：地方自治法（債権回収義務違反）、地方財政法、奈良市職員服務規程、奈良市補助金等交付規則、奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項

その他抵触すると考えられる関連法令：文書偽造（刑法）、詐欺罪（刑法）、公金横領（刑法）、犯罪収益移転防止法

- ・その結果奈良市に与えている損害：青山地区自主防災・防犯会に交付している奈良市自主防災・防犯組織活動交付金36万円

上記請求要旨の説明

本請求に係る「青山地区自主防災・防犯会」は、

結成届が奈良市に提出された平成27年 3 月 8 日には組織の実態がなく、届出の要件を満たしていたとは考え難い。

自主防災防犯会組織運営のための費用を要し、奈良市自主防災・防犯会組織活動交付金をそれに当てることは必要であっても、組織の実態が整わない内に上記組織の結成届を奈良市に提出し、交付金を請求受領することは明白に法に触れる。

また、本結成届には届日の記載がなく、同日付受付の自主防災組織加入世帯数報告書には報告日及び加入世帯数の記述がない。

交付金交付を目的として架空あるいは虚偽の文書により上記結成届を提出することは、文書偽造、詐欺に相当するのではないかと奈良警察の見解を得ている。

交付金受領のために必要な銀行口座を開設するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、権利能力なき社団にあっても法人と同等の扱いがなされ、会則、役員名簿、結成を決議した組織の総会議事録等の提出が義務付けられている（金融庁）。しかし、組織の実態がなく、会則、結成を決議した組織の総会議事録もなく口座開設が行われているのは不自然である。

交付金受領のため必要な相手方登録申請書は、平成27年 7 月31日受理、青山地区自主防災・防犯会（組織の実態は無い）からの請求書は同年 8 月14日提出、8 月26日に青山地区自主防災・防犯会への36万円の支出命令がなされている。

この支出は不法な請求に基づくものであるから、奈良市にはその返還を求める義務があり、奈良市はそれを怠っており、地方自治法242条に定める財産の適正な管理を怠っていることから、標記の奈良市職員措置請求を行うものである。

本請求は単に青山地区自主防災・防犯会のみの問題を指摘しているのではなく、奈良市における防災行政そのものへの問いかけであるので、監査委員各位におかれてはこうした視点からの監査も併せてお願いする。

5 監査対象事項

青山地区自主防災・防犯会に対する奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の支出が違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかについて監査した。

6 監査の結果

事実関係及び監査委員の判断は、次のとおりである。（事実関係）

関係職員等からの陳述等による事実関係は、次のとおりである。

- (1) 奈良市の自主防災防犯組織とは、地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された組織のことであり、奈良市に50地区ある地区自治連合会のうち48地区

においては、平成18年度までに結成され、残り2地区には青山地区自治連合会が含まれている。なお、自主防災・防犯組織に対して、市民の防災・防犯意識の高揚と自主的な防災・防犯体制の充実を図るため、奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を交付しており、奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の金額は、当該年度の4月1日時点の自治会加入世帯数に基づいて算定されている。

- (2) 危機管理課の説明によると、自主防災防犯組織の結成届に関して規定されたものではなく、奈良市自主防災組織初度設備補助金交付要綱に定める様式を使用し、奈良市自主防災組織結成届出書を自主防災防犯組織の結成届としているとのことであった。なお、同要綱の規定では、奈良市自主防災組織結成届出書に自主防災組織の規約及び自主防災組織の組織図を添付することが定められている。
- (3) 青山地区自主防災・防犯会から危機管理課に提出された、奈良市自主防災組織結成届出書、平成27年度青山地区自主防災・防犯会事業計画同予算、防災・防犯組織図、青山地区自治連合会第3回理事会議事録及び自主防災組織加入世帯数報告書には、平成27年3月20日付けの受付印が押されていた。しかし、奈良市自主防災組織結成届出書には届出日の記載が無く、自主防災組織加入世帯数報告書には報告日及び世帯数の記載が無かった。また、その際、自主防災組織の規約は添付されていなかった。なお、危機管理課の説明によると、自主防災組織加入世帯数報告書等は、奈良市自主防災組織初度設備補助金の交付申請に必要な書類であり、この時点では必要のないものであったとのことである。
- (4) 青山地区自治連合会は平成26年5月に設立され、加入している自治会は青山二丁目万葉台自治会、五丁目自治会、七丁目第1自治会、七丁目第2自治会及び八丁目自治会であり、理事会は自治会及び団体を代表する者、各1名ずつによって構成されている。
- (5) 青山地区自主防災・防犯会から提出された、平成27年8月14日付けの奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の交付申請書に、平成27年度の事業計画書、予算書、青山地区自主防災・防犯会会則及び防災・防犯組織図が添付されていた。なお、添付されていた会則は、平成27年3月8日に制定され、同日に実施するとされている。その後、奈良市は青山地区自主防災・防犯会に対し、当該交付金を交付決定し、青山地区自主防災・防犯会からの請求書を受け、同年8月31日に交付金36万円を支払っている。
- (6) 危機管理課の説明によると、青山地区自主防災・防犯会の奈良市自主防災組織結成届出書が提出される以前から地域での防災訓練や防災・防犯講演会、チャレンジ絆、青色防犯パトロール、こども見守り等の防災防犯活動が行われており、平成27年3月8日には、青山地区自主防災・防犯会発足説明会で組織の役割等に

ついて危機管理課から説明を行ったとしている。また、同月20日に青山地区自治連合会長と青山地区自主防災・防犯会代表が来課し、同月8日の青山地区自治連合会理事会で青山地区自主防災・防犯会の結成と自主防災・防犯会代表の就任が承認された旨の説明を受けたため、地域の合意の上で結成された組織であると認識しているとのことであった。

- (7) 請求人が平成27年12月22日の陳述の際に提出した資料によると、同年3月22日に開催された青山八丁目自治会の総会議案書の申し送り事項に「自主防災組織結成に向けて準備を進めること」と記載されていることと、また、同年4月10日付けで青山地区防災・防犯会及び青山地区自治連合会名で発せられた「青山地区自主防災・防犯会会議のお知らせ」において、青山地区自主防災・防犯会の結成準備会を開催するとなっていることから、請求人は、青山地区自治連合会第3回理事会の開催日（平成27年3月8日）には青山地区自主防災・防犯会が存在していないことになり、結成届自体が不法なものであると主張している。

(監査委員の判断)

青山地区自主防災・防犯会が提出し、平成27年3月20日に受付された奈良市自主防災組織結成届出書には、事実関係(3)のとおり、青山地区自主防災・防犯会の結成を示す根拠のひとつになる自主防災組織の規約が添付されておらず、また、事実関係(7)のとおり、自治会並びに防災・防犯会及び自治連合会の文書では、青山地区自主防災・防犯会の結成を疑わせる記述もある。しかしながら、事実関係(5)のとおり、同年8月14日付けの奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の交付申請には、事業計画書、予算書、青山地区自主防災・防犯会会則及び防災・防犯組織図が添付されており、少なくとも同日時点では、青山地区自主防災・防犯会が存在していると判断できることから、当該団体に奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を交付したことは、違法又は不当なものではない。

よって、本件住民監査請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、本件住民監査請求の事案では、奈良市自主防災・防犯組織結成に係る届出書類の受付において、いくつかの問題点が見受けられたことから、監査委員は、別紙のとおり市長に対し要望した。

奈 監 第 68 号
平成28年1月26日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員	中 村 勝三郎
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	山 口 裕 司

奈良市自主防災・防犯組織結成に係る届出書類の受付について（要望）

平成27年12月 1 日付けで提出のあった奈良市自主防災・防犯会組織活動交付金に関する住民監査請求については、請求人の主張は認められないと判断した。

しかしながら、奈良市自主防災・防犯組織結成に係る届出書類の受付において、必要な添付書類の徴取漏れ並びに不要な書類及び記載漏れのある書類に受付印を押すといった不適切な事例が見受けられた。書類の受付にあたっては、記載内容や添付書類の有無を確認し、市民から疑念を抱かれることのないよう、適切に行われるよう要望する。

(平成28年 2 月 2 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市監査委員	中 村 勝三郎
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	山 口 裕 司
	奈 監 第 71 号
	平成28年 2 月 3 日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 浅 川 仁 様

奈良市監査委員	中 村 勝三郎
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	山 口 裕 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部

環境事業室 収集課

2 監査期間

平成28年 1 月13日～同年 2 月 2 日

3 監査方法

平成27年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成27年11月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務については、次のとおり一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

収集課

(1) 平成27年 8 月分及び 9 月分の時間外勤務に係る資料の提示を求めたところ、時間外・休日・夜間勤務命令簿については、当該 2 箇月分の命令簿が作成されていなかった。また、当該 2 箇月分の公用車の運転報告書について査閲したところ、保有している公用車の半数程度しか作成されておらず、作成されていたもののうち、入出庫時間が記録されていたのは数台しかなかった。これらのことから、適切な時間外勤務命令を行うとともに、公用車の運転報告書を作成し、当該公用車の運行管理システムを導入するなど、適切な公用車の運行管理の徹底を図られたい。

なお、当該公用車の運行管理システムについては、相対的に時間外勤務時間が多く、また、相対的に事故件数が相当発生していることから、効率的な公用車の運行管理が必要で、安全運行管理の徹底と環境への対応の必要性等も勘案し、導入すべきである。

(2) 平成27年 8 月分及び 9 月分の時間外勤務に係る資料の提示を求めたところ、正規の勤務時間前（午前 7 時から午前 7 時30分まで）の時間外勤務命令が発せられていた。当該時間外勤務命令を発せられている職員の一部に、出勤時のタイムレコーダによる打刻を行っていない事例が見受けられた。所属長による出勤時刻の確認は行われているものの、適切な管理を行われたい。

(3) 保有している公用車のうちの収集車の運行管理状況を確認するため、試査対象日の時間外勤務管理表を査閲したところ、「残されたごみの収集及び分別指導」の業務として時間外勤務命令が職員 33 人に発せられていたが、当該時間外勤務命令時に環境清美工場に入場してくる収集車は 3 台しか確認できなかった。所属長に当該理由を確認したところ、正規の勤務時間内に収集作業は終了しているが、当該収集後の取り残しの対応及び待機並びに収集車の整備及び洗車に要したためであるとの説明を受けた。運転報告書が記載不備である等から、当該理由の確認ができないので、適切に運転報告書を作成するとともに、適切な時間外勤務命令の管理を行われたい。また、この点からも公用車の運行管理システムの導入が求められる。

(4) 保有している公用車のうちの収集車の状況を業務時間内に視察したところ、所定の駐車場に鍵が付いたままになっている収集車が 2 台あった。収集車も含め、公用車の鍵の管理体制を適切に行われたい。

(5) 保有している公用車の給油については、あらかじめ、給油を行う給油業者に給油伝票つづりを預け、公用車を給油する際に納品書部分を当該つづりから切り離し、当該部分を職員が持ち帰っているが、これを後日に給油業者から送付される請求

書と照合していなかった。給油伝票つづりは所管課で台帳管理を行うなど、適切に管理されたい。
(平成28年 2 月 3 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年 2 月 1 日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成28年 2 月 1 日

奈良市公営企業管理者

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
富雄元町第2幹線-29	奈良市百楽園四丁目433番1	奈良市百楽園四丁目433番2	①
敷島幹線-160	奈良市秋篠町1047番8、1047番9、1047番10、1047番11	奈良市秋篠町1047番1	②
敷島幹線-161	奈良市秋篠町1047番1	奈良市秋篠町1047番1	②

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成28年 2 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第9号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年 2 月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 工 事 名 庁舎増築工事・受変電設備及び空調設備改修工事
- 工事場所 奈良市法華寺町地内
- 工事期間 契約の日から平成29年 1 月31日まで
- 工事概要
 - ・建築工事
 - 庁舎増築工事
 - 倉庫棟改修工事
 - 既存庁舎改修工事
 - ・電気設備工事
 - ・機械設備工事

池 田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年 2 月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市百楽園四丁目及び秋篠町の各一部
- 2-2 公共汚水桝設置申請のうち、供用を開始する箇所
奈良市鶴舞西町3273番1、3316番1、3316番3、3318番、山陵町2080番、あやめ池南四丁目1670番2、1670番12、1670番13、1670番14、1670番15、1670番20、1670番21、西大寺高塚町1672番3、疋田町二丁目685番6、685番7、若葉台二丁目1686番54、平松一丁目106番1、三条添川町223番1、横井五丁目463番1、東九条町1469番、1470番

- ・外構工事
- ・受変電設備・空調設備改修工事

5 予定価格 361,880千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 313,470千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年 2 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第10号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年 2 月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 件 名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付け
- 貸付期間 平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
①	企業局本局	地下 1 階南出入口	2.85㎡	2	38,305円
	緑ヶ丘浄水場	1 階会議室外南側	0.91㎡	1	
②	企業局本局	地下 1 階南出入口	0.92㎡	1	10,890円
③	企業局本局	地下 1 階南出入口	1.30㎡	1	15,390円

(1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。

(2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。

(3) 貸付期間の更新は、行いません。

(4) 最低貸付料を予定価格とします。

(5) 最低貸付料は、5 年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。

(6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

(平成28年 2 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 2 月 9 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

以下省略

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社アクアサービス	代表取締役 多田 健史	大阪府豊中市庄内栄町四丁目 5 番 7 号	平成28年 2 月 8 日

(平成28年 2 月 9 日揭示済)

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 2 月15日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社松本工務店	代表取締役 松本 恭三	奈良市恋の窪三丁目 5 番 E - 308	平成28年 2 月12日

(平成28年 2 月15日揭示済)

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 2 月19日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
タケモト	竹本 義國	奈良市田中町490番地の 2	平成28年 2 月18日

(平成28年 2 月19日揭示済)

奈良市企業局告示第14号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 2 月19日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
タケモト	竹本 正徳	奈良市田中町369 - 6	平成28年 2 月18日

(平成28年 2 月19日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第1号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

平成28年2月10日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

対象物所在地 奈良市法華寺町941番地

対象物名称 塚本家具店

命令を受けたもの 塚本 憲作

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認めるので、同法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 1 平成28年5月31日までに、自動火災報知設備を設置すること。（消防法施行令（昭和36年政令第36号）第21条第1項第3号イ）
- 2 平成28年5月31日までに、避難口誘導灯を設置すること。（消防法施行令第26条第1項第1号）
- 3 平成28年5月31日までに、通路誘導灯を設置すること。（消防法施行令第26条第1項第2号）

（平成28年2月10日揭示済）

教 育 委 員 会

平成27年奈良市教育委員会告示
第4号は、欠番

奈良市教育委員会告示第5号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町二丁目225番地の6
学園三碓地区自治連合会
会長 足立 泰三
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。

- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

（平成28年2月3日揭示済）

奈良市教育委員会告示第6号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高樋町921番地
高樋町自治会
会長 岡口 吉偉
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
(2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。

（平成28年2月3日揭示済）

奈良市教育委員会告示第7号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東九条町318番地
南部公民館東九条分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町318番地
東九条町自治会
会長 竹村 健
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 8 号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の 2
南部公民館明治分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北永井町508番地の 2
明治地区自治連合会
会長 立石 篤男
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
(2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 9 号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路南町 1 番22号
三笠公民館大安寺西分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市恋の窪二丁目 6 番 8 号
大安寺西地区自治連合会
会長 梅林 聡介
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関する事。
- (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第10号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町336番地の 1
田原公民館横田分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の 1
田原地区自治連合会
会長 松本 陽一
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
(2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町989番地の 1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町378番地
水間町自治会
会長 峰村 定雄
- 3 指定管理者の指定の期間

- 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第12号

田原公民館柚ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柚ノ川町698番地
田原公民館柚ノ川分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柚ノ川町649番地の2
柚ノ川町自治会
会長 今窪 清美
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館柚ノ川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館柚ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館柚ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第13号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄元町三丁目1番5-1号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 東 正良

- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町373番地
興ヶ原町自治会
会長 植本 寛典
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第15号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町2887番地の1
邑地町自治会

会長 南出 純孝

3 指定管理者の指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第16号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市丹生町1301番地

丹生町自治会

会長 中西 義己

3 指定管理者の指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第17号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北野山町314番地の 1

北野山町自治会

会長 小林 泰浩

3 指定管理者の指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第18号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町291番地の 3

若草公民館佐保分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北袋町 2 番地の 2

若草公民館佐保分館運営委員会

委員長 島津 幸男

3 指定管理者の指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関すること。
- (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第19号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

興東公民館東里分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大柳生町4254番地
東里地区自治連合会
会長 西窪 弘之

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町3109番地の2
興東公民館狭川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大柳生町4254番地
狭川地区自治連合会
会長 須蒲 孝

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第21号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地
興東公民館大平尾分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大平尾町824番地
大平尾町自治会
会長 奥 弘

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第22号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西木辻町200番地
八軒町自治会
会長 北岡 明

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号

- 春日公民館大安寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目 4 番34号
大安寺地区自治連合会
会長 大西 耕司
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関すること。
(2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。
(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第24号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町七丁目554番地の 3
春日公民館済美南分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南京終町774番地の13
済美南地区自治連合会
会長 西上 裕大
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関すること。
(2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。
(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の 4

二名公民館二名分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二名一丁目2400番地の 4
二名地区自治協議会
会長 春田 政雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関すること。
(2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。
(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第26号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西登美ヶ丘五丁目 3 番 9 号
二名公民館西登美ヶ丘分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘七丁目 7 番 7 号
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 谷本 国子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関すること。
(2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。
(平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第27号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市平松一丁目24番1号
京西公民館平松分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市平松一丁目28番2号
平松一丁目自治会
会長 森 辰己
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第28号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 藤川 貴志
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第29号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1052-1
歌姫町自治会
会長 米澤 清治
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第30号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年2月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町186番地
白毫寺町連合自治会
会長 巽 芳博
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成28年2月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第31号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 2 月 3 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町3089番地
佐紀中町自治会
会長 藤田 正博
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成28年 2 月 3 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第32号

平成28年 2 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成28年 2 月 9 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日 時
平成28年 2 月16日（火）
午前 9 時30分から
- 2 場 所
帯解小学校 イングリッシュルーム
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
 - (1) 平成27年度 3 月補正予算要求について
 - (2) 平成28年度予算要求内示額について議事
議案第77号 奈良市社会教育委員の委嘱について
議案第78号 奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱の廃止について
議案第79号 奈良市文化財保護審議会 史跡名勝天然記念物保存活用部会要綱の制定について
議案第80号 奈良市指定文化財の指定について
議案第81号 平成27年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市教育委員会祝辞等について
議案第82号 キャリア教育の手引きについて
議案第83号 平成28年度奈良市立学校の教材使用の承認について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1 月～ 2 月
- (2) 「不登校対策の手引き コミュニケーションを大切にしたチームで取り組む不登校支援」について
傍聴受付は、開催日の午前 8 時30分から午前 9 時20分までです。定員は15名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年 2 月 9 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 2 号

平成28年 3 月 2 日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成28年 3 月 3 日から平成28年 3 月 7 日までの間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成28年 2 月 1 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 4 階
選挙管理委員会事務局内

(平成28年 2 月 1 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 3 号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成28年 3 月 3 日から平成28年 3 月 7 日までの間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成28年 2 月 1 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 4 階
選挙管理委員会事務局内

(平成28年 2 月 1 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 4 号

奈良市農業委員会平成28年 2 月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 2 月 8 日

奈良市農業委員会
農地部会長 中 田 武 文

1 日 時

平成28年2月15日（月） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（1月専決処理分）
- (7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について

（平成28年2月8日揭示済）

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成28年3月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年2月26日

「農林課

別表第2基盤対策部の項中「農林課」を J R奈良駅周辺整備事務所 に、 J R奈良駅周辺整備事務所 を「都市西大寺駅周辺整備事務所 」

「部長 保健所長

計画課」に改め、同表保健救護部の項中 副部長 市民生活部長」を 副部長 市民生活部長 に改める。

副部長 保健所理事 」

附 則

この告示は、平成28年2月25日から施行する。

（平成28年2月25日揭示済）

奈良市農業委員会

農政部会長 松 村 檜太郎

1 日時

平成28年3月4日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

議 案

第1号 平成28年遊休農地解消モデル事業の実施計画について

第2号 なら農業委員会だより第61号の発行について

報 告

第1号 農業相談会の実施結果について

（平成28年2月26日揭示済）

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月25日

奈良市災害対策本部長

仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

「都市計画課

「部長 保健所長

副部長 市民生活部長 に改める。

副部長 保健所理事 」